

三次市立川西小学校保健委員会設置要綱

(設置)

第1条 学校保健安全法（平成 20 年 6 月施行）や平成 20 年 1 月文部科学省中央審議会答申「子どもの心身の健康を守り，安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」の趣旨に沿い，児童の健康の保持増進を図るために三次市立川西小学校保健委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員は，次のものを持って構成する。

- (1) 管理職（委員長は校長とする）
- (2) 学校医
- (3) 養護教諭
- (4) 保健主事

(委員会の開催)

第3条 委員会は，年 1 回以上とし，委員長が必要があると認めるとき，または委員の 3 分の 1 以上の請求があったとき随時開催する。

(委員会の運営)

第4条 委員会は副委員長が司会をし，保健主事が運営遂行する。

2 協議題は保健主事が中心になって，あらかじめ選定し，事前に資料等を用意しておく。

3 議題は，報告と協議で，報告は保健主事，養護教諭が主として行う。

第5条 委員会は，委員長が召集する。

(定足数)

第6条 委員会は，過半数の委員が出席しなければ開催することができない。

(表決)

第7条 議事は，出席委員の総意に基づいて決める。

(関係職員の出席)

第8条 委員長または委員会は，必要があると認めるときは，議事に関係ある者の出席を求めることができる。

(記録等)

第9条 委員会の議事の概要については職員（必要に応じて保護者・児童）に報告し，共通理解を深めるとともに，実践化を図る。

2 委員会の重要な議事については，議事録を作成し，3 年間保存しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の記録等の庶務は，委員会で定めるところにより処理するものとする。

(プライバシーの保護)

第11条 委員会で知り得た情報については，プライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し，関係者が不利益な扱いを受けないように留意しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営について必要な事項は，委員会が定める。

附則 この要綱は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 4 月 1 日一部改正する。